

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直し等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 全国植樹祭準備室及び栽培漁業センターの新設に伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 共通事項に係る事務処理権限の改正

ア 土地収用法及び公共用地の取得に関する特別措置法に基づく知事の権限に属する事務のうち県が起業者として行うものは、共通事項（現行 技術企画課の個別事項）とし、各所属が対応することとする。

イ 会計担当職員に係る委任決裁の事務処理権限の区分を削除する。

(3) 個別事項に係る事務処理権限の改正

法令等の制定改廃、組織改正、業務の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日又は平成23年5月1日とする(3)の一部を除き、同年4月1日とする。